

# 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

令和5年9月19日（火）

【監査委員事務局、企業総務課、人事課、総務課】

## 1 改正を必要とする条例

- (1)大津市監査委員条例
- (2)大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例
- (3)昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例
- (4)大津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

## 2 改正の主旨

地方自治法の一部改正により、条ずれが生じたため、当該条文を引用する上記の4つの条例について必要な規定の整備を行うもの

## 3 施行時期

令和6年4月1日

## 4 改正内容

条例(改正する条)	改正前	改正後
(1)大津市監査委員条例 (第6条)	第243条の2の2第3項	第243条の2の8第3項
(2)大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例(第6条)	第243条の2の2第8項	第243条の2の8第8項
(3)昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(第3条)	第243条の2の2	第243条の2の8
(4)大津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 (第1条)	第243条の2第1項	第243条の2の7第1項
	第243条の2の2第3項	第243条の2の8第3項